

## VII 役員変更登記に必要な書類

役員変更登記には、就任を承諾したことを証する書面、選任に関する書面など、添付書類が法定されています。

登記の必要書類は図表にまとめた通りです。

### 【社団法人】

	添付書面	対象者	
1	社員総会議事録		● 理事・監事・会計監査人（みなし再任含む）の選任をした議事録
2	理事会議事録 （又は理事の互選書）		● 代表理事を選定した議事録 押印する印鑑は58頁 第3部1章V 参照
3	就任承諾書	理事 監事 会計監査人（*）	● 議事録の記載を援用する場合は省略可（57頁 第3部1章IV1 参照） 会計監査人のみなし再任の場合は不要 （理事会非設置社団法人の場合 新任の理事は個人実印を押印）
4	就任承諾書	代表理事	● 新任：個人実印 ● 再任：署名又は記名 ● 理事会非設置社団法人：署名又は記名
5	本人確認証明書 （住民票等） （67頁 第3部1章VII1(2) 参照）	新任理事 新任監事	● 異なる資格の役員となる場合も必要 （例：理事であった者が監事に就任） ● 申請書に印鑑証明書を添付する場合は不要（印鑑証明書で代用可）。
6	印鑑証明書	（代表理事） （理事） （監事）	● 代表理事を選定した際に必要となる場合がある。（69頁 第3部1章VII1(3) 参照） （理事会非設置社団法人の場合：新任の理事は常に必要） 書類に個人実印を押印した者は、印影の確認のため、印鑑証明書が必要。
7	旧氏を証する書面 （戸籍謄抄本など）	旧氏の記録を 希望する役員	● 希望する役員がない場合は不要
8	会計監査人の資格を 証する書面	会計監査人	● みなし再任の場合を含む ● 監査法人の場合：会社法人等番号 ● 公認会計士の場合：日本公認会計士協会発行の登録証明書
9	定款		添付が必要となる場合・退任（任期満了）を証する書面として添付する場合（議事録の記載を援用した場合は除く） ● 理事会議事録の押印を「出席した代表理事及び監事」と定めている場合 ● 理事会を「決議の省略」で行った場合 ● 理事会非設置社団法人が、定款の定めにより「理事の互選」で代表理事を選定した場合
10	印鑑（改印）届書	代表理事	必要な場合は、72頁 第3部1章IX2 参照

### 【社団法人：任期満了以外の原因で退任する場合】

辞任する理事・監事・会計監査人	辞任届	● 法務局に印鑑を届け出ている代表理事の場合： 法務局届出印 又は 個人実印（市区町村長作成の印鑑証明書添付） ● その他の役員：署名又は記名
死亡の場合		死亡を証する書面（以下のいずれか1つ） ①戸籍謄抄本、②死亡診断書、③住民票（除票）、 ④遺族からの法人に対する死亡届 ※葬儀の案内や新聞記事（訃報）は不可。

## 【財団法人】

	添付書面	対象者	
1	評議員会議事録		● 理事・監事・会計監査人（みなし再任含む）の選任をした議事録
2	理事会議事録		● 代表理事を選定した議事録 押印する印鑑は58頁 第3部1章V 参照
3	評議員の選任をした議事録		● 評議員会議事録 ● 評議員選定委員会議事録 など
4	就任承諾書	理事 監事 評議員 会計監査人(*)	● 議事録の記載を援用した場合は省略可（57頁 第3部1章IV1 参照） ※ 会計監査人のみなし再任の場合は不要
5	就任承諾書	代表理事	● 新任：個人実印 ● 再任：署名又は記名
6	本人確認証明書 （住民票等） （67頁 第3部1章VII1(2) 参照）	新任評議員 新任理事 新任監事	● 異なる資格の役員となる場合も必要 （例：理事であった者が監事に就任） ● 申請書に印鑑証明書を添付する場合は不要（印鑑証明書で代用可）。
7	印鑑証明書	（代表理事） （理事） （監事）	● 代表理事を選定した際に必要となる場合がある。（69頁 第3部1章VII1(3) 参照） 書類に個人実印を押印した者については、印影の確認のため、印鑑証明書が必要。
8	旧氏を証する書面 （戸籍謄抄本など）	旧氏の記録を 希望する役員、 評議員	● 希望する役員・評議員がない場合は不要
9	会計監査人の資格を証する書面	会計監査人	● みなし再任の場合を含む ● 監査法人の場合：会社法人等番号 ● 公認会計士の場合：日本公認会計士協会発行の資格証明書
10	定款		添付が必要となる場合 ● 評議員を選任した場合 ● 退任（任期満了）を証する書面として添付する場合（議事録の記載を援用した場合は除く） ● 理事会議事録の押印を「出席した代表理事及び監事」と定めている場合 ● 理事会を決議の省略の方法で行った場合
11	印鑑（改印）届書	代表理事	必要な場合は、72頁 第3部1章IX2 参照

## 【財団法人：任期満了以外の原因で退任する場合】

辞任する理事・監事・評議員・会計監査人	辞任届	● 法務局に印鑑を届け出ている代表理事の場合： 法務局届出印 又は 個人実印（市区町村長作成の印鑑証明書添付） ● その他の理事・監事・会計監査人・評議員： 署名又は記名
死亡の場合		死亡を証する書面（以下のいずれか1つ） ① 戸籍謄抄本、② 死亡診断書、③ 住民票（除票）、 ④ 遺族からの法人に対する死亡届 ※ 葬儀の案内や新聞記事（訃報）は不可。

## 1 理事・監事・評議員に準備してもらう書類

### (1) 就任承諾書（就任を承諾したことを証する書面）

#### ① 就任承諾書の日付

理事・監事・評議員は、社員総会・評議員会で選任された後、本人が承諾することで就任します。そのため、**就任承諾書に記載された日付が「就任日」となります。**

#### ② 就任承諾書を「選任後（後日）」に取得する場合

就任承諾書の日付が定時社員総会・定時評議員会の開催日より後となっている場合、就任が遅れることとなります。そのため、特に再任の役員については注意が必要です。

- 定時社員総会・定時評議員会の開催日（選任日）が6月10日
- 就任承諾書の日付が7月1日の場合  
→ 定時社員総会・定時評議員会**終結と同時に一旦退任し、日付を空けての就任**となる。  
→ 「6月10日退任」「7月1日就任」と登記（再任であっても「6月10日重任」とはならない）。

#### ③ 就任承諾書を「事前」に取得する場合（代表理事の就任承諾書を除く）

定時社員総会・定時評議員会の開催日より前（選任前）に就任承諾書を取得する場合は、選任されることを条件とする停止条件付きの記載とします。ただし、代表理事は理事が前提資格となるため（理事に就任してから代表理事に就任する）、代表理事の就任承諾書については停止条件付きにはできません。

### 【就任承諾書の記載例】

就任承諾書

一般社団法人▲▲ 御中

私は、令和○年6月10日開催の社員総会において、貴法人の理事に選任されたので、その就任を承諾いたします。

令和○年6月10日

住所 東京都○○区××一丁目2番3号

氏名 ○○○○

この日付が「就任日」となる。

新任の場合は、住所が「本人確認証明書」と一致しているか確認。

署名又は記名

### 【就任承諾書の記載例：停止条件付】

就任承諾書

一般社団法人▲▲ 御中

私は、令和○年6月10日開催の社員総会において、貴法人の理事に**選任されたときは**、その就任を承諾いたします。

令和○年6月1日

住所 東京都○○区××一丁目2番3号

氏名 ○○○○

新任の場合は、住所が「本人確認証明書」と一致しているか確認。

署名又は記名

## ④ 住所の記載

新任の理事・監事・評議員は、氏名及び住所の記載が、本人確認証明書（67頁 第3部1章VII1(2)参照）と同一である必要があります。まれに勤務先の住所が記載されていることがありますので注意してください。

## ⑤ 署名、押印

署名又は記名で構いません。押印は必須ではありませんが、記名（印字）の場合、押印があった方がよいです。なお、理事会非設置社団法人の場合、新任の理事は署名又は記名のみではならず、個人の実印を押印します。

就任承諾書を電磁的記録で作成した場合は、電子署名が必要です（一般社団法人等登記規則3条、商業登記規則36条3項）。

## ⑥ 就任承諾書のPDF

署名又は記名した就任承諾書をスキャンしたPDFをメール添付で受け取った場合、PDFデータの取扱いは次のようになります。

- PDFに電子署名がされている
  - ・PDF（電子署名付き）が「原本（電磁的記録）」
  - ・PDFをプリントアウトしたものは「コピー」
- PDFに電子署名がされていない
  - ・スキャンされたものの就任承諾書が「原本（書面）」
  - ・PDFをプリントアウトしたものは「コピー」

## (2) 本人確認証明書

理事・監事・評議員の就任（再任を除く。）による変更の登記の申請書には、就任承諾書に記載した氏名及び住所と、同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該理事等が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付しなければなりません。これを「本人確認証明書」と言います。

## 【本人確認証明書が必要な場合】

- 「新任」の理事・監事・評議員について必要（再任の場合は不要）。
- 異なる資格の理事・監事・評議員に就任する場合も必要（「理事」であった者が「監事」に就任する場合など）。
- 役員変更登記の申請書に印鑑証明書を添付する場合は、当該役員については印鑑証明書を添付すれば足りる（別途「本人確認証明書」を準備する必要はない）。

## 【本人確認証明書の種類】

※いずれか1つを準備します。

- 住民票記載事項証明書（住民票）<sup>(※1)</sup>
- 戸籍の附票
- 運転免許証のコピー<sup>(※2)</sup>
- マイナンバーカードの表面のコピー<sup>(※3)</sup>

※1 個人番号が記載されていないもの。

※2 裏面もコピーし、「原本と相違がない。」と記載して、本人が署名又は記名。  
裏面を別の用紙にコピーした場合、2枚とも（表面・裏面コピー）同じように記載する。

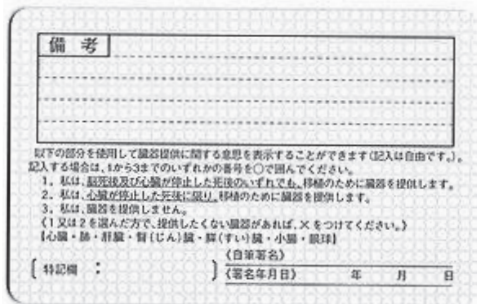
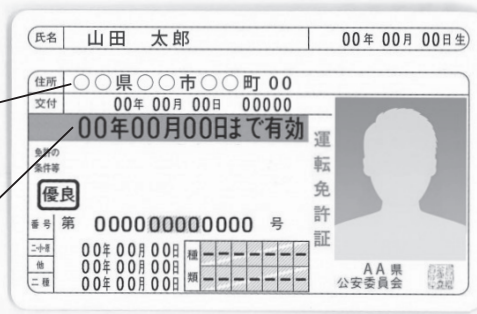
※3 表面（氏名・住所・生年月日及び性別が記載されている面）のみをコピーし、「原本と相違がない。」と記載して、本人が署名又は記名。

**裏面（個人番号が記載されている面）はコピーしない。**（裏面もコピーした場合、法務局で受理されない可能性があるので注意。）  
個人番号の「通知カード」は、本人確認証明書としては使用できない。

【運転免許証のコピーの場合の記入例】

就任承諾書の記載と  
同一の住所

有効期限内のもの



原本証明文（原本と相違  
がない。）を記載して、  
署名又は記名する。

原本と相違がない。  
(氏名) \_\_\_\_\_ 署名 又は 記名 \_\_\_\_\_

【マイナンバーカードのコピーの場合の記入例】

就任承諾書の記載と  
同一の住所

個人番号カード（顔写真付き）の  
場合は、「表面のみ」コピーし、  
同様に署名又は記名する  
裏面（マイナンバーの記載がある  
面）は、不要



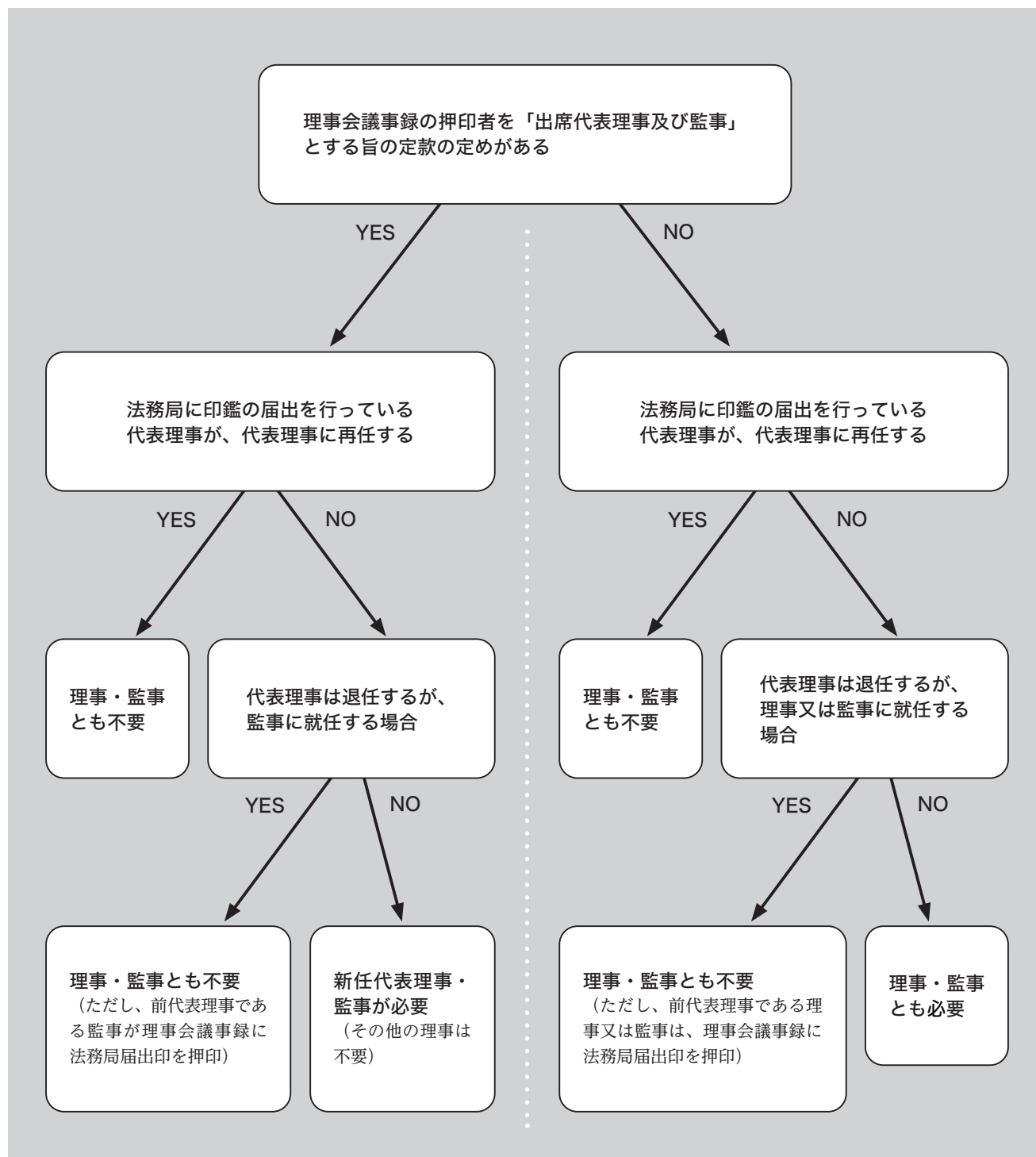
原本証明文（原本と相違  
がない。）を記載して、  
署名又は記名する。

原本と相違がない。  
(氏名) \_\_\_\_\_ 署名 又は 記名 \_\_\_\_\_

**(3) 印鑑証明書（理事・監事）**

代表理事が変更となる場合に、理事・監事の印鑑証明書が必要となるケースがあります（理事会非設

置社団法人は、代表理事交代の有無に関わらず、新任の理事について必要です。）。この印鑑証明書には、有効期限はありません。

**【印鑑証明書の要否の確認方法 理事会設置社団法人及び財団法人の場合】**

※新任の代表理事については、印鑑証明書は常に必要です（就任承諾書に個人実印を押印するため）。

## 2 代表理事に準備してもらう書類

### (1) 就任承諾書

代表理事は、理事をその前提資格とするため、別途、**理事としての就任承諾書も必要になります。**

#### ① 就任承諾書の日付

理事会等で代表理事に選定された後、本人が承諾することで代表理事に就任します。そのため、就任承諾書に記載された日付が「就任日」になります。なお、理事に就任する前に代表理事に就任することはできませんので、理事としての就任承諾書の日付にも注意しましょう。

#### ② 署名、押印

理事会非設置の社団法人を除いて、新任の代表理事は個人の実印を押印します。署名のみでは足りません。

再任の代表理事は、署名のみ又は記名でも構いませんが、記名の場合は押印（認印可）があった方がよいでしょう。

### (2) 印鑑証明書

理事会非設置の社団法人を除いて、新任の代表理事は常に印鑑証明書が必要です。印鑑証明書には有効期限はありませんが、印鑑登録をする代表理事は「印鑑（改印）届書（72頁 3部1章IX2 参照）」との関係で、登記申請時点で発行日が3か月以内となるものを準備します。

再任の代表理事は、法務局へ印鑑の届出を行う場合（例：現在届け出ている印鑑を「副会長印」から「会長印」へ変更する場合など）のみ必要となり、登記申請時点で発行日が3か月以内となるものを準備します。

## 3 会計監査人に準備してもらう書類

### (1) 就任承諾書

署名のみ又は記名で構いません。会計監査人の記名押印のある監査契約書も、就任承諾書とみることができるかとされています（『商業登記ハンドブック』松井信憲著）。

なお、会計監査人について、定時社員総会・定時評議員会で別段の決議がされず、再任されたものとみなされた場合（みなし再任）は、就任承諾書の添付は不要です。

### (2) 会計監査人の資格を証する書面

会計監査人の就任による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければなりません（法人法320条3項）。これは、みなし再任の場合も必要です。

#### 〈監査法人の場合〉

登記事項証明書（又は代表者事項証明書）又は当該監査法人の会社法人等番号の提供

#### 〈個人の場合〉

公認会計士であることを証する書面（日本公認会計士協会発行の登録証明書）